

令和6年度 第4回 大田原市下水道使用料等審議会



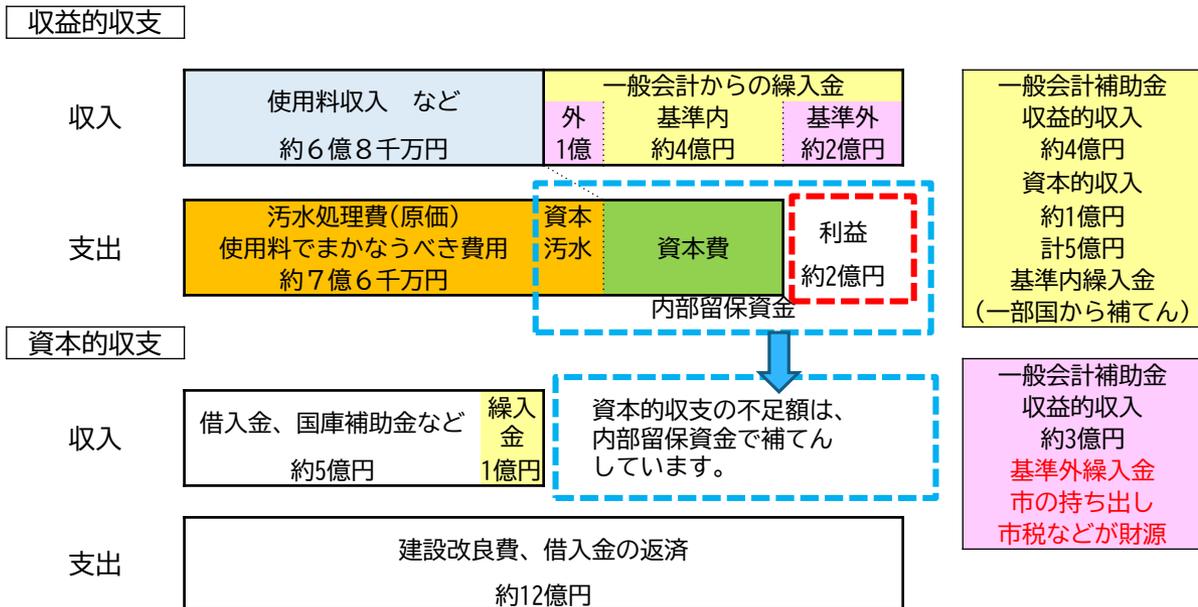
令和6年9月13日(金)
本庁舎101会議室

3点の諮問事項について

- ① 一般会計からの補助金に依存する経営について（下図のとおり）
- ② 管渠および施設の老朽化による更新費用の増加、人口減少による収入減について
 ストックマネジメント(事前点検などにより、優先順位をつけて長寿命化を図る)計画により、老朽化更新費の平準化等を行った場合でも、令和10年度頃から約4億円の費用が必要となる。(すべてを計画とおり更新した場合です)
- ③ 経営改善を図ることが国庫補助の交付要件となることについて
 令和7年度以降、少なくとも5年に1度は、使用料の改定の必要性を検証し、その結果を公表することが国庫補助の交付要件となる。

以上の3点が経営改善に向けて喫緊の課題ということで、審議会への諮問がありました。

地方公営企業会計 内部留保の仕組み



汚水処理費(原価)は、下水道受益者が負担する分ではありますが、不足が生じるため、一般会計からの補助金が充てられております。

加えて、資本的収支(建設費や借入金の返済)に不足が生じるため、こちらにも一般会計からの補助金が充てられております。

課題に対する取り組み

諮問事項にあげられた課題を解消するためには使用料の改定が必要ですが、使用料の改定に合わせて、下水道事業も企業努力を下記のとおり継続してまいりたいと考えております。

○共同化について

・農業集落排水処理施設の統合

農業集落排水事業は、施設整備が完了しており、今後の施設老朽化に対する対策として、処理場の統廃合を計画しております。

3地区(金丸、川西第1、川西第2)の処理場を、黒羽水処理センター(八塩地区)に編入予定。

令和7年度に変更申請を行い、令和8年度以降から、詳細設計、工事に着手する予定です。

○ストックマネジメント

資産の事前点検により、優先度・緊急性などから更新費の効率性(平準化)を図ります。

○収入増加

・水洗化率の向上(未接続者対策など)

未接続となっている世帯への融資あっせん制度の案内等による普及啓発を行います。

○支出の抑制

※上下水道事業は、水質や汚水処理レベルを下げるできない(検査や点検など法で定められたものを行っております)ので、経費削減には限界があります。また、年中無休で稼働しておりますので、いつでも水が出せるように、汚水を流せるようにするためには、大きな費用が掛かってしまうということをご理解願います。さらに、ほぼ固定費のため大きな削減を見込める支出はありません。人件費も他市町と差異はなく、これ以上の削減はインフラ事業として災害対応等に支障をきたします。

・借入金の抑制

新規の借り入れ額が返済額を超過しない、損益勘定留保資金とのバランスを考慮する、返済方法(元利・元金均等)の検討などを行います。

・整備方針の検討など

市街地の整備は、ほぼ完了しましたので、今後は家屋が連担していない地域が計画区域となりますが、費用対効果を考慮し、今後の整備方針を検討してまいります。(今後は更新や耐震化へ)

改定にあたって、適正な増収額はどの程度なのか？

算定期間を下記の5年間として、今後不足する額を算定しました。

第2回資料から **使用料の改定見込み額**について

○算定期間について
 長期的な期間を設定しますと、経済状況の変化等の影響を受けるため、適正な使用料を算定するために、見通しの予測が立てやすい**5年間(令和7年度から令和11年度)**を算定期間とします。

		算定期間						5年 平均
		2022	2025	2026	2027	2028	2029	
		R4	R7	R8	R9	R10	R11	
①	使用料	679,717	675,361	673,400	671,803	670,402	668,433	671,880
②	汚水処理費	765,957	780,217	776,647	776,335	787,779	775,686	779,333
①÷②	経費回収率	88.7%	86.6%	86.7%	86.5%	85.1%	86.2%	86.2%
①-②	不足額	△ 86,240	△ 104,856	△ 103,247	△ 104,532	△ 117,377	△ 107,253	-107,453
5年平均の不足額		△ 107,453						

※不足額とは、使用料でまかなうべき経費に対して不足する金額のことです。

○使用料が必要経費に対して不足する金額
 算定期間内の不足見込み額は、**5年間平均で1億745万円**となります。算定期間内の使用料収入見込み額の平均額は6億7,100万円なので、7億7千万円の収入見込みと想定すると**改定率は、平均「13%~15%」**となります。

適正な改定率について

不足見込み額を算定しましたが、下水道使用料は市民生活に直轄しており、改定率の低減化を図る必要があるとの意見を踏まえて、県内他市比較等を参考に適正な改定率を算定しました。

市の財政状況は、今後も厳しいことが予測されており、今までのような補助金「基準外繰入金」の継続は将来的に望めないと思われま

す。なお、算定期間内において、算出された基準外繰入金約2億5千万円をすべて解消するためには約37%の改定が必要となります。ただし、基準外繰入金2億5千万円のうち、約1億5千万円は、内部に留保されて資産構築の財源となるので、直ちに受益者の使用料でまかなうことが求められているものではありません。

問題は、残る約1億円の基準外繰入金であり、負担割合から、受益者が使用料で負担すべき金額です。

したがって、取り急ぎ、経費回収率に影響を与える約1億円の基準外繰入金を解消することが、安定した経営の第一歩となると考えられます。(経費回収率100%に近づける)



なお、算定期間における財政計画からは、経費回収率100%となるには、**約15%(1億1千万円)の改定**が必要となりますが、市民生活に与える影響や、**県内事業者との比較**などを考慮し、令和4年度を基準とした**約12%(約8千万円)**とすることが妥当であるとししました。

これまでの説明のまとめ

県内14市の使用料金の比較(令和6年7月1日現在)について

2か月あたりの使用料 (単位 円、税込み)

- ・・・令和2年度以降に使用料改定が行われた市
- ・・・高料金順で最上位

使用量(m ³)	大田原市													
0	2,750	2,420	1,860	2,640	1,540	2,420	1,636	2,432	2,640	1,760	2,420	2,750	2,420	1,430
順位	1	6	10	3	13	6	12	5	3	11	6	1	6	14
10	2,750	2,420	1,860	2,860	1,540	2,420	1,636	2,630	2,640	1,760	2,805	2,750	2,420	1,980
順位	3	7	11	1	14	7	13	6	5	12	2	3	7	10
20	2,750	2,420	2,560	3,080	2,200	2,420	3,132	2,828	2,640	3,300	3,190	2,750	2,420	2,530
順位	6	11	9	4	14	11	3	5	8	1	2	6	11	10
40	5,500	5,390	6,080	6,160	4,400	5,280	6,124	5,512	5,500	6,600	5,500	5,610	5,060	5,060
順位	7	10	4	2	14	11	3	6	7	1	7	5	12	12
60	8,250	8,910	9,600	9,240	6,820	8,580	9,116	8,416	8,580	10,120	7,986	8,690	7,920	7,590
順位	10	5	2	3	14	7	4	9	7	1	11	6	12	13
100	14,190	15,950	16,640	15,400	12,100	16,060	15,672	14,224	15,180	17,600	12,100	15,290	14,080	13,090
順位	10	4	2	6	13	3	5	9	8	1	13	7	11	12

使用量(m ³)	大田原市													
1月20m ³	2,750	2,695	3,040	3,080	2,200	2,640	3,062	2,756	2,750	3,300	2,750	2,805	2,530	2,530
順位	7	10	4	2	14	11	3	6	7	1	7	5	12	12

本市は、他市と比較すると「基本料金が高料金」、「超過料金は平均的」な使用料体系です。これらを踏まえて、今回の見直しの体系をまとめます。

今回の改定によって変更となる箇所

現在の下水道使用料 料金表 (2か月分)						
種別	基本料金			超過料金		
	汚水量区分	税抜(円)	税込(円) 10%	汚水量区分 (m ³)	税抜(円)	税込(円) 10%
一般用	20m ³ まで	2,500	2,750	0 超え 20 まで	0	0
				20 超え 60 まで	125	137.5
				60 超え 100 まで	135	148.5
				100 超え 200 まで	145	159.5
				200 超え	155	170.5
湯屋用	600m ³ まで	34,000	37,400	600 超え	55	60.5
臨時用	1 m ³ につき 145円 (消費税込 159.5円)					



改定後の下水道使用料 料金表 (2か月分)						
種別	基本使用料			超過使用料		
	汚水量区分	税抜(円)	税込(円) 10%	汚水量区分 (m ³)	税抜(円)	税込(円) 10%
一般用		2,500	2,750	0 超え 20 まで	超過料金が発生	
				20 超え 60 まで	単価 値上げ	
				60 超え 100 まで		
				100 超え 200 まで		
				200 超え	逡増率の緩和	
湯屋用	600m ³ まで	38,000	41,800	600 超え	66	72.6
臨時用	1 m ³ につき 160円 (消費税込 176.0円)					

以上の考え方で、4点の改定案を作成しました。すべて、**年間で約8千万円の増加**を見込んでおります。それぞれの使用量において増加額が変わりますので、適正なものを決定したいと思います。

これまでの説明のまとめ

基本体系は、事業開始から変更がなく、使用者に浸透しているため、そのまま変更無しとしました。

※ 湯屋用は、栃木県の条例で規定された「銭湯」に適用するものです。現在、本市では該当がありませんが、今後の状況が不明のため、同程度の改定率で設定します。臨時用も同様とします。

①基本料金は、据え置き（他市比較で、既存が高額なため）

②基本水量制は廃止（単身世帯が増加しており、公平性や使用料確保の強化を図るため）

基本水量制の廃止

③ 超過料金単価の値上げ

※2か月20m³までに超過料金発生

※大口使用者の 逡増率の緩和

改定後の下水道使用料 料金表 (2か月分)												
種別	基本使用料			超過使用料								
	汚水量 区分	税抜 (円)	税込 (円)	汚水量区分 (m³)	現在		第2案		折衷案		第3案	
					税抜(円)	税込(円)	税抜(円)	税込(円)	税抜(円)	税込(円)	税抜(円)	税込(円)
一般用	/	2,500	2,750	0 超え 20 まで	0	0.0	20	22.0	22	24.2	24	26.4
				20 超え 60 まで	125	137.5	145	159.5	145	159.5	145	159.5
				60 超え 100 まで	135	148.5	155	170.5	155	170.5	150	165.0
				100 超え 200 まで	145	159.5	165	181.5	160	176.0	155	170.5
				200 超え	155	170.5	165	181.5	160	176.0	158	173.8

第3回では、①～④の改定案を提示しました。

①と④は、増加額の差が大きくなってしまったため、②と③が妥当ではないかと意見がありました。

②と③の間には、単価の差があり、その間で調整は可能ですので、新たにその間の折衷案ということで提示させていただきます。

今回の改定のポイント

- (1) 基本料金は、現在の単価が他市間比較で高料金のため、値上げはしない。
- (2) 2か月で20m³までを基本料金内とする基本水量制を廃止する。(単身世帯の増加等による)
- (3) 汚水を大量に排出する大口事業者は逡増型を緩和する。(排水量が多いため、同程度の改定率では2か月分でも数十万円の増加となってしまうため)

改定案の増加額の比較

2か月分 単位 円、消費税込み

世帯	汚水量 m ³	現在	案② 平均的			折衷案 ②と③の間			案③ 一般使用者 負担増		
			改定後	増加額	改定率	改定後	増加額	改定率	改定後	増加額	改定率
1人	1	2,750	2,772	22	1.01	2,774	24	1.01	2,776	26	1.01
	5	2,750	2,860	110	1.04	2,871	121	1.04	2,882	132	1.05
	10	2,750	2,970	220	1.08	2,992	242	1.09	3,014	264	1.10
	15	2,750	3,080	330	1.12	3,113	363	1.13	3,146	396	1.14
2人	20	2,750	3,190	440	1.16	3,234	484	1.18	3,278	528	1.19
	25	3,437	3,987	550	1.16	4,031	594	1.17	4,075	638	1.19
	30	4,125	4,785	660	1.16	4,829	704	1.17	4,873	748	1.18
3~4	35	4,812	5,582	770	1.16	5,626	814	1.17	5,670	858	1.18
	40	5,500	6,380	880	1.16	6,424	924	1.17	6,468	968	1.18
	45	6,187	7,177	990	1.16	7,221	1,034	1.17	7,265	1,078	1.17
	50	6,875	7,975	1,100	1.16	8,019	1,144	1.17	8,063	1,188	1.17
4~	60	8,250	9,570	1,320	1.16	9,614	1,364	1.17	9,658	1,408	1.17
	70	9,735	11,275	1,540	1.16	11,319	1,584	1.16	11,308	1,573	1.16
	80	11,220	12,980	1,760	1.16	13,024	1,804	1.16	12,958	1,738	1.15
	90	12,705	14,685	1,980	1.16	14,729	2,024	1.16	14,608	1,903	1.15
小	100	14,190	16,390	2,200	1.16	16,434	2,244	1.16	16,258	2,068	1.15
	125	18,177	20,927	2,750	1.15	20,834	2,657	1.15	20,520	2,343	1.13
	150	22,165	25,465	3,300	1.15	25,234	3,069	1.14	24,783	2,618	1.12
	175	26,152	30,002	3,850	1.15	29,634	3,482	1.13	29,045	2,893	1.11
	200	30,140	34,540	4,400	1.15	34,034	3,894	1.13	33,308	3,168	1.11
中	500	81,290	88,990	7,700	1.09	86,834	5,544	1.07	85,448	4,158	1.05
	800	132,440	143,440	11,000	1.08	139,634	7,194	1.05	137,588	5,148	1.04
	2,000	337,040	361,240	24,200	1.07	350,834	13,794	1.04	346,148	9,108	1.03
大	5,000	848,540	905,740	57,200	1.07	878,834	30,294	1.04	867,548	19,008	1.02
	10,000	1,701,040	1,813,240	112,200	1.07	1,758,834	57,794	1.03	1,736,548	35,508	1.02
	12,000	2,042,040	2,176,240	134,200	1.07	2,110,834	68,794	1.03	2,084,148	42,108	1.02

最後に

① 今回改定となる「使用料」の範囲は？

下水道(公共下水道)使用料、農業集落排水使用料が改定となります。
公共設置型浄化槽使用料は変更ありません。

② 今後、しばらくは改定(値上げ)しなくてすむのか？

今回の改正は5年間を見込んでおりますので、大きな社会状況の変化が無い限り、今後5年間は変更となりません。
なお、今回の答申内容を参考に来年度、下水道事業経営戦略を見直す予定です。
また、今後は少なくとも5年に1度の検証が国庫補助の交付要件になりますので、附帯事項に記載のとおり、5年後に、その時世の社会情勢や下水道事業の経営状況を鑑みて、使用料が適正かどうかを再度審議することとなります。
なお、今回改定となった場合でも、基準外繰入金によって経営が補助されている状態は変わらず、将来において使用料の値上げが続くことが予測されています。

③ 値上げは、審議会が決定したことになるのか？

下水道使用料等審議会は条例で定められており、下水道使用料等改定の必要が生じた際に、使用者を代表して妥当性を検証していただく市の諮問機関です。検証結果の答申を参考にして、市の責任において条例の改正案を作成し、議会や市民に説明するものでありますので、審議会が値上げを決定したものではありません。

④ 前回は平成27年の改定であったが、なぜ、今まで改定がなかったのか？

下水道使用料は、市民生活に直結するものであるため、利益を見込まずに受益者が負担する相当分で設定しているのが一般的です。通常、経済状況であれば大きな不足額は生じませんので、長期間の改定がない事業体が多く見られます。しかし、令和3年度頃からのエネルギー高騰は下水道事業経営に大きな影響がありました。物価高やコロナ禍による市民負担の軽減を図るため、やむなく先送りしてきたところがありますが、一般会計に依存する状況や、老朽化および自然災害が増加するなかで自主財源の確保が急務であり、やむなく改定に至った経緯となります。
さらに、地方公営企業会計の適用により、経営状況の明確化や他市比較が容易となったこと、国庫補助の交付要件に使用料の検証が必要になったことなど多くの要因が重なり、本市を含めて全国的に下水道使用料の改定が進んでいるところです。

今後について

- ① 市長への答申 9/27(市長公室にて)
→本日の意見を参考に最終答申書を調整します。答申は、代表して会長にご出席いただきます。
- ② 12月定例会市議会に使用料の改正条例を上程します。
→超過使用料の単価を調整する可能性がありますのでご了承ください。
- ③ 周知期間
→ホームページ(随時)、市広報(4月特集号)、検針時にチラシ投函などを行い周知する予定です。
- ④ 条例改正施行日
→令和7年4月1日予定(なお、隔月検針請求のため経過措置を設定)
 - (1) 偶数検針地区 4月検針分は、2月・3月分のため、6月検針分から新料金
 - (2) 奇数検針地区 5月検針分は、3月・4月分のため、7月検針分から新料金※経過措置は、R7. 4. 1以前からの契約者が適用になります。